

～3月市議会～
～定例会～

庁舎建設へ一歩前進
積立て基金条令できる

- ▽……ことしの市行政のあり方を決める三月市議会定例会は、三月十日……
- ▽……日に招集され、同二十四日までの十五日間(本会議五日、委員……)
- ▽……会三日、休会七日)の会期で開かれました。
- ▽……こんどの議会で審議されました議案は、二十六件で、それぞれ……
- ▽……承認され、陳情、請願十五件が審議されました。

室(企画開発、広報統計、公害、秘書)と総務課(総務、財政、管財、人事)の分掌事務を変更するもの。

☆昭和45年度一般会計、及び特別会計の歳入、歳出予算 一般会計 総額14億4千746万円 水道特別会計 6千600万円 国民健康保険特別会計(事業勘定)3億5千771万円 国民健康保険特別会計(直診勘定)632万円 特殊道路等整備事業特別会計予算

☆印鑑条例(全文改正) 字句の改正が主なものですが、登録証明を発行する場合、登録票を複写して証明しようというもので、県下では始めてのころみ

☆市道廃止について これまで市道に認定されていた稲生、土居前線ほか9線(延長3,500m)を廃止しようとするもの

☆市道の認定について 岡豊町の笠の川東村線など19線(延長7,563m)を市道に認定するもの

☆香南清掃組合の設立について 市と香南地区の5か町村で、共同で、ゴミ処理事業を行なうために、一部事務組合を設立しようとするものであって、明年7月ごろの操業の予定をしています。

議決された主な議案

☆市庁舎建設積立基金条例 市庁舎を建設するための基金(9千万円)を3か年で積み立てようというもので地上三階、一部地下一階の庁舎を現在地に明年度から2か年計画で建設するためのものです。

☆昭和45年度青年学級の開設 市中央青年学級を岡豊町八幡にある青年の家に、開設しようとするものです。

☆出生児祝金支給条例 出生児(本年4月1日以降に出生したもの)の保護者に出生の祝金を支給しようというもので、祝金5百円の原案を千円に修正可決をみたものです。

☆市水道給水条例(一部改正) 給水地域の拡大と使用料、手数料を改正するもの

☆市児童、生徒災害救済金給付に関する条例 交通事故以外の災害を受けた児童、生徒を救済しようというもので、日本学校安全会法の給付対象にならない死亡、または傷害で、その原因である事故が学校の管理下において発生したものに準じると認められるもので、災害の程度によって千円から最高3万円までの6段階の支給区分がなされています。

☆市課設置条例(一部改正) 市長公

ことしの重点方針

ことしの重点方針は、激動する社会情勢に即応しながら、長期振興計画の基本構想を軸とし、財政に即した計画的な建設行政を実施する、また、自主財政再建五か年計画の短縮につとめ、早期に赤字財政の健全化をはかる。

▽市民待望の市庁舎建設は、本年度から三か年間に九千万円程度の基金を積み立て、できれば明年度から建設したい。

▽水道会計の赤字解消は順調にすすみ、明年度で完了する。また本年度は、立田地区の新設、稲生などの第二期工事

▽都市計画は、広域行政のなかで、しかも新都市計画法による区域の制定、山田せき井筋の土地改良事業なども考え合せて、検討し実施してゆきたい。

▽農工一体となった都市づくりによって、市の発展を促進する。そのため公害のない企業誘致をはかる。現在、稲生など米の生産調整策によって、衰退しようとする農業を守る施策を強力に進めてゆく、また、商工会の強化育成と四漁協の統合を推進する。

▽とくに、市民に身近なゴミ、し尿などの終末処理は、それぞれ広域行政のなかで早急に解決するよう努力する。(香南清掃組合をつくり、ゴミ処理場を明年七月操業を目途に建設する。し尿については、香長し尿処理組合へ加入し、処理施設を増設する)

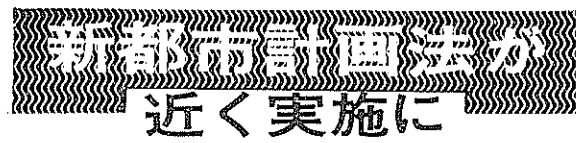
▽公害問題については積極的に取り組み、公害の防除につとめるとともに、交通公害をなくするための安全施設の充実、安全思想の普及、交通傷害保険への加入を推進させる。

▽出生児の祝金制度を廃止せざるともに、老人福祉についても積極的に施策を講ずる。

▽高知空港の拡張問題は、国、県はもとより市の重要な問題であり、地域住民の意志を尊重して取り組んでゆきたい。

▽世界の平和を願う世界連邦都市宣言の市として、世連南国支部の強化育成をはかるとともに、市民運動の一つとして市民に浸透させる。

▽教育施設や設備の充実を図る、児童生徒の災害救済制度を設ける。北陵中の体育館、香南中のプール、白木谷幼稚園の建設を市道、農道などの改良、整備は過対策の面からも積極的に推進してゆく。



市街化区域・市街化調整区域の
設定と、開発許可制度

新しい都市計画法が施行(昨年六月十四日)されて、はや一年を迎えようとしています。

この法律は、これまで都市計画法を全面的に改

め、農地や山林が無秩序に宅地化されることを防ぐとともに、公害や交通事故のない住みよく活動しやすい町づくりをすすめることを目的としたものです。

そのため県は関係市町村と協力しながら、まず、市街化区域と市街化調整区域を定める作業をすすめています。

市街化区域とは、既成の市街地およびおおむね十年以内に優先的かつ、計画的に市街化をはかるべき区域のことです。

市街化調整区域とは、原則として市街化を抑制し、現状を保存すべき区域のことです。

この制度は、当面、高知市、南国市、土佐山田町、伊野町、春野町、大津村および介良村の七か町村に適用されることになっています。

市街化区域では!!

千平方メートル未満の開発行為は、許可を受ける必要はありませんが、それ以上の許可が必要なものであっても、道路、排水などの施設の計画が良好な市街地をつくるための基準にあつておれば許可されます。

開発許可を必要としない開発行為

- ▽市街化区域内で行なう、規模の小さいもの(千平方メートル未満)
- ▽市街化調整区域内での農林漁業用建築物、または農林漁業者用住宅のためのもの
- ▽社会福祉施設、医療施設、学校、公民館などの公益的な建築物の

市街化調整区域では!!

許可を要しない開発行為を除いて、原則として開発行為はできません。しかしながら、スプロール(市街地の無秩序な拡散)防止対策上、支障のないものや、スプロール防止対策のうえから、若干の支障はあるとしても、種々の点からやむを得ないと認められるものについては、道路、排水などの計画がよく、さらにつきのような場合は、特例として許可されること

た者が、上記の決定(変更)の日から、六か月以内に知事に届け出て、五年以内に行なう開発行為

▽以上のほか、次のいづれかの開発行為で、知事があらかじめ開発審査会に付議したもの

◇二十坪以上のもので、都市計画上支障がないと認められるもの

◇周辺の市街化を促進するおそれがなく、市街化区域内で行なうことが困難、または、著しく不適当な開発行為

建築するには!!

市街化調整区域においては、開発許可をうけて造成した土地以外では、農林漁業用建築物、農林漁業者用住宅、公益的建築物などのものは、知事の許可を受けなければ建築できません。

知事の許可の基準は、述の開発行為の許可基準に準ずることになっております。

そのほか、建築の場合は市街化区域、市街化調整区域とわず、建築基準法による「建築確認」をうけることはいままでのとおりです。